

60条証明のチェックリスト（共通必要書類）

図書名	該当条文	法29条1項					41条	42条		43条					摘要	チェック			
		許可済	開発行為がないもの	第2号	第3～10号	第11号	第2項 (許可済)	第1項 (許可済)	第2項 (協議済)	第1項 (線引き前からの建物)	第1項 (許可済)	29条第1項2号 該当建物	29条第1項3号 該当建物	第1・4号			第2・3号	第5号	
1	交付申請書 (様式24)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日付は、受付時に記入すること。</li> <li>・あて先を「大津市長 [市長名]」と記入すること。</li> <li>・提出部数は、正副各一部とする。</li> <li>・面積は、小数第2位まで記入すること。</li> <li>・証明書発行時、証明手数料を市発行の納付書で納付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2	開発計画書 (様式39)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築計画の概要及び都市計画法に抵触しない理由(農林漁業施設、公益施設、軽易な行為等)を記入すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
3	委任状 (様式任意)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代理人の住所・氏名・連絡先、委任事項(委任内容・申請地の地名地番)、申請者の住所・氏名を記入し、朱印のものを添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
4	確約書			△		△				△	△	△					△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・場所替えの時は、現在の建築物の処分方法についての確約書を添付すること。</li> <li>・離れの場合、水周り3点セット(台所、トイレ、風呂)を将来にわたって揃えないことについて、申請者および施工者の連名で確約書を作成し添付すること。なお、トイレを設置しない離れについては、原則認めない。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5	建築物敷地調書 (様式37)					△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地及び建築物の新、増設等の経過を記入すること。</li> <li>・面積は、小数第2位まで記入すること。</li> <li>・複数敷地番での申請については、それぞれの土地の経過が確認できるように作成すること。(地番ごとに調書を作成してもよい)。</li> <li>・添付書類は、該当するものに○をし、調書の次に添付すること。</li> <li>・建築物の撤去についても記載すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
6	位置図 縮尺:1/2500程度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最新の地図を用いること。</li> <li>・方位、縮尺を表示すること。</li> <li>・区域界を朱線で表示すること。</li> <li>・申請区域を黄色で明示すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

60条証明のチェックリスト（共通必要書類）

図書名	該当条文	法29条1項					41条	42条		43条					摘要	チェック	
		許可済	開発行為がないもの	第2号	第3～10号	第11号	第2項 (許可済)	第1項 (許可済)	第2項 (協議済)	第1項 (線引き前からの建物)	第1項 (許可済)	29条第1項2号 該当建物	29条第1項3号 該当建物	第1・4号			第2・3号
7	公図	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>法務局発行印のあるものを添付すること。(発行日より3ヵ月以内)</li> <li>区域がまたがる場合は合成地図を作成すること。(合成地図には調査法務局名、日付、調査者の氏名を記入すること)</li> <li>一筆の一部区域である場合はメガネ表示すること。</li> <li>法定外道路「里道」(赤)、法定外水路「水路」(青)、申請区域(黄)で着色すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
8	全部事項証明書	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>証明を受けようとする全ての土地の全部事項証明書を添付すること。</li> <li>法務局発行印のあるものを添付すること。(発行日より3ヵ月以内)</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
9	現況写真	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域を朱線で表示すること。</li> <li>区域全体及び区域界全周の現況が分かる写真を添付すること。</li> <li>撮影方向がわかる位置図を添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>

60条証明のチェックリスト（共通必要書類）

図書名	該当条文	法29条1項					41条	42条		43条					摘要	チェック		
		許可済	開発行為がないもの	第2号	第3～10号	第11号	第2項 (許可済)	第1項 (許可済)	第2項 (協議済)	第1項 (線引き前からの建物)	第1項 (許可済)	29条第1項2号 該当建物	29条第1項3号 該当建物	第1・4号			第2・3号	第5号
10	図面全体 (図面作成の注意事項)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、縮尺を記入すること。</li> <li>・区域界を朱線に表示すること。 (2つ以上の敷地がある場合は、線種を替えて敷地を明確にすること。)</li> <li>・図面名、図番、作成日、作成者等を記入すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
11	現況平面図 (縮尺:1/1000 ～1/100程度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況道路名(市道等の場合は市道名)、有効道路幅員、河川名等表示すること。</li> <li>・区域内外の現況高を表示すること。</li> <li>・区域内は、地番、地目、所有者を表示すること。</li> <li>・隣接地は、地番、所有者を表示すること。</li> <li>・区域内外の現況高さを示すこと。</li> <li>・一筆の一部区域である場合はメガネ表示すること。</li> <li>・官民境界が確定している場合は境界確定日、番号を表示すること。</li> <li>・公図に合わせて、法定外道路(赤)・法定外水路(青)を着色すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
12	土地利用計画図 (縮尺:1/1000 ～1/100程度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況道路名、有効道路幅員、河川名等表示すること。</li> <li>・断面線を表示すること。</li> <li>・予定建築物や構造物の位置を表示すること。</li> <li>・計画高(FH)を現況高(GH)と対比し表示すること。</li> <li>・宅地の排水方向(→)で記入すること。</li> <li>・造成が無い場合は、「造成なし」と記入すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

60条証明のチェックリスト（共通必要書類）

図書名	該当条文	法29条1項					41条	42条		43条					摘要	チェック		
		許可済	開発行為がないもの	第2号	第3～10号	第11号	第2項 (許可済)	第1項 (許可済)	第2項 (協議済)	第1項 (線引き前からの建物)	第1項 (許可済)	29条第1項2号 該当建物	29条第1項3号 該当建物	第1・4号			第2・3号	第5号
13	造成計画平面図 (縮尺:1/100程度) 造成が無い場合及び増築のみの場合は、土地利用計画図と兼ねることができる。	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況道路名、有効道路幅員、河川名等を表示すること。</li> <li>・盛土(赤)、切土(黄)を着色すること。</li> <li>・雨水排水計画と兼ねてもよい。</li> <li>・宅地の排水方向(→)で記入すること。</li> <li>・FHを表示すること。</li> <li>・法面勾配及び法面防護工を表示すること。</li> <li>・断面線を表示すること。</li> <li>・予定建築物を表示すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
14	造成計画断面図 (造成が無い場合は計画断面図) (縮尺:1/100程度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画線と現況線を重ねること。</li> <li>・盛土(赤)、切土(黄)を着色すること。</li> <li>・FHを表示すること。</li> <li>・法面勾配及び法面防護工を表示すること。</li> <li>・宅地の排水方向(→)で記入すること。</li> <li>・予定建築物を表示すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
15	敷地求積図 (縮尺:1/1000～1/100程度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・求積の根拠を明示すること。(座標求積又は、三斜求積とする)</li> <li>・面積は小数点以下第2位まで表示すること。</li> <li>・原則公共座標を使用すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
16	建築図面	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画建築物の平面図及び立面図を添付すること。</li> <li>・建築物の構造、建築面積、延床面積を記入すること。なお、既存建物がある場合は、既存建物についても記入すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
17	給排水設備 配管図面			○		○			○	○					○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・離れの場合、企業局へ申請するものと同じ給排水設備図面を添付すること。(後日確認あり)</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
18	チェックリスト	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当チェックリストに記載のある事項を確認及びチェックし添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
19	その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分かり易くするため、中表紙等を用い図書名毎にインデックスを付けること。</li> <li>・図書はファイル等に綴じること</li> <li>・その他必要と思われる資料の提出を求めることがある。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

60条証明のチェックリスト（個別必要書類）

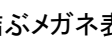
該当条文  図書名	法29条1項				41条	42条		43条					摘要	チェック			
	許可済	開発行為がないもの	第2号	第3～10号	第11号	第2項 (許可済)	第1項 (許可済)	第2項 (協議済)	第1項 (線引き前からの建物)	第1項 (許可済)	29条第1項2号 該当建物	29条第1項3号 該当建物			第1・4号	第2・3号	第5号
<b>開発許可を受けた敷地等での増改築</b>																	
都市計画法許可通知書	○					○	○	○		○					・計画が許可条件に合致しているか確認すること。	<input type="checkbox"/>	
既存建物の検査済証、建築確認通知書	○					○	○	○		○					・新築以降の全ての増改築に関する建築基準法関係書の写しを添付すること。	<input type="checkbox"/>	
<b>農林漁業施設</b>																	
農業者証明			○												・農業委員会発行の農業者証明書を添付すること。（農業用倉庫の増築のときは耕作(者)証明で可）	<input type="checkbox"/>	
林業を営む者であることの申告書			○												・林業従事状況について、必要事項を記入すること。	<input type="checkbox"/>	
林業従事者証明等			○												・森林組合代表者発行の林業従事者証明、所得証明（確定申告書の写し、出荷証明等）、就業証明、就業日報等の必要書類を添付すること。	<input type="checkbox"/>	
漁業を営む者であることの申告書			○												・漁業従事状況について、必要事項を記入すること。	<input type="checkbox"/>	
漁業従事者証明等			○												・漁業組合代表者発行の漁業従事者証明、所得証明（課税証明、確定申告書の写し等）、就業証明、就業日報等の必要書類を添付すること。	<input type="checkbox"/>	
<b>公益施設（都市公園施設、鉄道施設、乗合旅客自動車、特積貨物、郵便局、電気通信事業、放送事業、電気事業、水道事業、図書館、博物館、公民館、自然公園事業等）</b>																	
施設の開設許可等				○										○	・公益施設認可等（自然公園法等）の写しを添付すること。	<input type="checkbox"/>	
申請者の資格証明書				○										○	・公益施設開設者の資格免許証、営業免許等の写しを添付すること。	<input type="checkbox"/>	
<b>市街化調整区域になるまえからの既存建築物の敷地既存宅地確認を受けて建築された敷地</b>																	
敷地造成、建築の経過が分かる書類										○					○	・市街化調整区域になる以前（又は既存宅地制度終了以前）の状況が分かる登記事項証明書（閉鎖登記簿本など）を添付すること。 ・又は建物の課税証明書（建築年が分かるもの） ・又は市街化調整区域になる以前（又は既存宅地制度終了以前）の航空写真（証明のあるもの） ・既存家屋の平面図や、家屋登記時の測量図を添付すること。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

60条証明のチェックリスト（個別必要書類）


該当条文  図書名	法29条1項					41条	42条		43条					摘要	チェック			
	許可済	開発行為がないもの	第2号	第3～10号	第11号	第2項 (許可済)	第1項 (許可済)	第2項 (協議済)	第1項 (線引き前からの建物)	第1項 (許可済)	29条第1項2号 該当建物	29条第1項3号 該当建物	第1・4号			第2・3号	第5号	
<b>開発行為がないもの</b>																		
建築確認計画概要書		○			△											・建築物敷地調書と整合して計画敷地について最新の建築敷地がわかる概要書（大津市建築指導課発行のもの）を添付すること。副は、コピーで可	<input type="checkbox"/>	
<b>非常災害（※1：法第29条第1項第10号に該当する場合）</b>																		
必要な書類				●※1											○	・必要に応じて書類の提出を求める場合がある。	<input type="checkbox"/>	
<b>都市計画事業、区画整理事業等（※2：法第29条第1項第4号から第9号に該当する場合）</b>																		
事業認可書、事業者の発行する許可書等				●※2											○	・都市計画事業、区画整理事業等であることが確認できる事業認可書、事業者の発行する許可書等の写しを添付すること。	<input type="checkbox"/>	
<b>小規模な敷地拡大</b>																		
敷地求積図					○											○	・増設部分、既存部分に分けて求積すること。	<input type="checkbox"/>
既存建築物の状況					○											○	・既存建築物の平面図を添付し、面積の算定根拠を示すこと。	<input type="checkbox"/>
<b>小規模物販店舗等</b>																		
申請者の資格証明書等					○											○	・物品販売店開設者の資格免許証、営業免許等の写しを添付すること。	<input type="checkbox"/>
受益者の面積計算書					○											○	・想定される物品購入者の分布図を添付すること。	<input type="checkbox"/>
建物の面積計算書					○											○	・延べ面積が50㎡以下、店舗部分が50%以上であることが確認できる面積計算書とすること。	<input type="checkbox"/>
<b>付属建築物</b>																		
既存建築物の状況					○											○	・既存建築物の平面図を添付すること。	<input type="checkbox"/>
建築物の面積計算書					○											○	・既存建築物、付帯建築物の面積の算定根拠を示すこと。	<input type="checkbox"/>
<b>仮設建築物（※3：法第43条第3号に該当する場合）</b>																		
事業の工程表					○											●※3	・仮設建築物の設置期間が確認できる事業の工程表を添付すること。	<input type="checkbox"/>
仮設許可書等					○											●※3	・仮設建築物の建築に係る許可書等の写しを添付すること。	<input type="checkbox"/>
誓約書					○											●※3	・仮設期間終了後直ちに撤去する旨の誓約書を添付すること。	<input type="checkbox"/>

都市計画法施行規則第 60 条申請図書作成留意事項

図書名等	作成時の記載留意事項等
手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書発行時、証明手数料(4,000 円)を市発行の納付書で納付すること。</li> <li>・本市手数料条例第 5 条により、官公署の申請は手数料免除となる。</li> </ul>
図書全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>①添付図書の場所を分かりやすくするため、中表紙等を用いて各図書毎にインデックスを付けてください。</li> <li>②申請図書はファイル等に綴じてください。(副本は必ずファイルに綴じて提出してください。)</li> </ul>
交付申請書 (様式 24)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①日付は、受付時(補正事項消込後)に記入すること。</li> <li>②あて先に市長名を記入すること。</li> <li>③提出部数は、正副各一部とする。(副本は補正事項消込後の受付時に提出)</li> <li>④面積は、小数第2位まで記入すること。</li> <li>⑤建築物等の用途は、「主要用途名(各棟ごとの用途名)の新築、改築又は増築」と記載のこと。【(例) 一戸建専用住宅の改築、自己居住用住宅(離れ、倉庫)の増築】</li> <li>⑥建築物の構造、面積、高さ等については、複数棟を計画する場合は各棟ごとについて記載のこと。</li> <li>⑦代理人欄については、住所も記載のこと。また、復代理人がいる場合は、復代理人も併記すること。</li> <li>⑧該当法令については、市街化区域においては「第 29 条第 1 項」、市街化調整区域においては「第 29 条第 1 項及び第 43 条第 1 項」を記載のこと。 ※第 41 条第 2 項、第 42 条第 1 項に該当する場合もあるので注意してください。</li> </ul>
開発計画書 (様式 39)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事業目的は、交付申請書に記載の建築物等の用途の記載に合わせること。</li> <li>②計画建築物の記載については、各棟ごとの用途、構造、階数、建築面積、延床面積、最高高さを記載のこと。 なお、棟数が多い場合は、別紙に記載して添付してもよい。</li> <li>③既存建築物が存置される場合の記載は、その棟数、建築面積合計、延床面積合計、内訳として各棟ごとの用途、構造、階数、建築面積、延床面積を記載のこと。 (10 m<sup>2</sup>以下の建築物は別途()書きでもよい) なお、棟数が多い場合は、別紙に記載して添付してもよい。</li> <li>④都市計画法に抵触しない理由については、次の様な内容を参考として記述すること。 ◆都市計画法第 29 条第 1 項第 2 号から第 10 号に示す許可不要の建築物用途で</li> </ul>

	<p>あること。(農林漁業施設、公益施設等)</p> <p>◆都市計画法第 29 条第 1 項第 11 号に示す通常の管理行為や軽易な行為であること。</p> <p>◆造成行為など開発行為となる新たな土地の区画形質の変更が無いこと。</p> <p>◆既存建築物の改築、増築で既存建築物と同規模(1.5 倍以内)、同用途であること。</p> <p>◆その他、具体的かつ簡潔に説明すること。</p>
委任状 (様式任意)	<p>①代理人の住所・氏名・連絡先、委任事項(委任目的及び内容・申請地の地名地番)、申請者(委任者)の住所・氏名を記入し、<b>朱印で押印したもの</b>を添付すること。</p> <p>②委任事項としては一般的には次のように記載すること。</p> <p>◆「都市計画法施行規則第60条に基づく建築物等が都市計画法の規定に適合している旨の証明書の<b>交付申請手続き並びにその訂正、受領に関する一切の権限</b>」</p> <p>◆証明書を求める計画建築物の所在地番</p> <p>◆証明書を求める計画建築物の目的(用途)</p>
確約書 (必要な用途のみ)	<p>①住居の離れを建築する場合、水周り3点セット(台所、トイレ、風呂)を将来にわたって揃えないことについて、申請者および施工者の連名で押印した確約書を作成し添付すること。</p> <p>②水周りを設置する場合は、トイレを設置しない離れについては、原則として認めない。(トイレのみ又はトイレ+その他1点の合計2点まで)</p>
建築物敷地調書 (様式 37) (必要な申請のみ)	<p>①敷地及び建築物の新、増設等の経過を記入すること。</p> <p>②面積は、小数第2位まで記入すること。</p> <p>③複数地番での申請については、それぞれの地番の土地の経過が異なる場合は、各地番の土地の経緯が確認できるよう作成すること。(経緯が同じであればまとめて1行にしてよい。)</p> <p>④添付書類は、該当するものに○をし、当該調書の後に添付すること。</p> <p>⑤撤去予定の建築物はその旨についても記載すること。</p>
位置図 縮尺:1/2500 程度	<p>①図タイトルは「位置図」とすること。(附近見取図ではない。)</p> <p>②最新の地図を用い、方位、縮尺を表示すること。</p> <p>③区域界を朱線で表示し、申請区域を黄色で着色明示すること。</p> <p>④作成者(代理人)氏名、作成(確認)年月日を記載のこと。</p>
公図	<p>①法務局発行印のある原本を添付すること。(発行日より3カ月以内のもの)</p> <p>②区域が「字」をまたがる場合等は合成地図を作成して添付すること。(合成地図には調査法務局名、日付、調査者(代理人)の氏名を記入すること)</p> <p>③一筆の一部区域である場合は、その一部区域のみ申請区域として着色し、区域内と区域外を結ぶメガネ表示(  )をすること。</p> <p>④表示登記されていない(無番地の)法定外道路「里道」(赤)、法定外水路「水路」(青)及び申請区域(黄)を着色すること。</p>



	<p>※公図原本に着色される場合は、色鉛筆にてお願いします。</p> <p>※公図原本をそのまま添付し、その写しに着色等の表示をしたものを併せて添付することを推奨する。(公図写し、合成公図には代理人の氏名、確認年月日を記載)</p>
全部事項証明書	<p>①証明を受けようとする全ての土地の全部事項証明書を添付すること。</p> <p>②法務局発行印のある原本を添付すること。(発行日より3か月以内のもの)</p> <p>③既存建築物の履歴として必要な場合は、建物の全部事項証明書も添付すること。</p>
現況写真	<p>①撮影方向がわかる位置図を添付すること。 (写真撮影位置図又は写真撮影方向図等として)</p> <p>②各写真においては、申請区域を朱線で示すこと。</p> <p>③区域全景及び申請区域周囲の境界付近の現況が分かる写真を添付すること。</p>
図面全般	<p>①図面名(タイトル)、作成者(代理人)氏名、作成(確認)年月日を記載のこと。</p> <p>②図面番号は通し番号とすること。</p> <p>③方位、縮尺を記入すること。</p> <p>④平面図、断面図においては、申請区域境界を朱線で表示すること。</p> <p>⑤申請区域境界については、次のとおり区分して記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法の道路との境界は「道路境界線」、同法に基づく道路後退位置については「道路後退線」</li> <li>・里道(法定外道路)との境界は「里道境界線」</li> <li>・水路、河川との境界は「水路又は河川境界線」</li> <li>・他人地との境界は「隣地境界線」</li> <li>・申請地と同じ土地所有者との境界は「敷地境界線」</li> </ul>
現況平面図	<p>①申請区域に接する道路の名称及び有効道路幅員、河川名等を表示すること。 (市道、県道、国道名、それ以外で建築基準法の道路の場合は同法該当条項)</p> <p>②申請区域内及び区域外(隣接地)の現況高(GH)を計画平面図、計画断面図の計画高(FH)と比較できるように表示すること。</p> <p>③申請区域内は、土地の地番、地目、所有者名を表示し、隣接地は、地番、所有者名を表示すること。</p> <p>④申請土地の区域が一筆の一部区域である場合は、区域内と区域外を結ぶメガネ表示すること。(  )</p> <p>⑤公図に合わせて、法定外道路(赤)・法定外水路(青)を着色すること。</p> <p>⑥既存建築物が現存する場合は、既存建築物各棟の用途名、構造階数、建築面積、延床面積を記載し、除却するものは除却予定と明記すること。</p> <p>⑦既存建築物はその範囲を灰色で着色すること。</p>
土地利用計画図	<p>①申請敷地に接する道路の名称及び有効道路幅員、河川名等表示すること。 (市道、県道、国道名、それ以外で建築基準法の道路の場合は該当条項)</p> <p>②計画断面図に用いる断面位置を表示すること。</p> <p>③計画建築物の位置を表示し、その範囲を<b>黄色で着色</b>し、存置する既存建築物があ</p>

	<p>る場合は、その範囲を<b>灰色で着色</b>すること。</p> <p>④計画高(FH)を現況高(GH)と対比して表示すること。</p> <p>⑤造成が無い場合は、「FH=GH 造成なし」と記載すること。 (造成行為が伴う場合は、造成計画平面図を添付して計画内容を明記すること。)</p> <p>⑥宅地の雨水排水方向を矢印(→)で記入すること。</p> <p>⑦計画建築物の概要(用途、構造階数、建築面積、延床面積、最高高さ)及び敷地面積を表示すること。</p> <p>⑧存置する既存建築物の概要(用途、構造階数、建築面積、延床面積など)を表示すること。</p> <p>⑨除却予定の既存建築物は図面から削除すること。</p>
<p>造成計画平面図 (造成が無い場合は省略可)</p>	<p>①申請敷地に接する道路の名称及び有効道路幅員、河川名等表示すること。 (市道、県道、国道名、それ以外で建築基準法の道路の場合は該当条項)</p> <p>②盛土(赤)、切土(黄)の範囲を着色し、その合計面積が概ね 500 m<sup>2</sup>以上となる場合は、その<b>面積を表示</b>すること。(別途求積資料が必要となる。)</p> <p>③造成計画地盤高さFHを現況高さGHと比較できるように表示すること。</p> <p>④盛土高さ、切土高さが分かるように表示し、<b>特に盛土、切土の最高高さとなる箇所を明示</b>すること。</p> <p>⑤構造物、法面勾配及び法面防護工などの計画を表示し、擁壁などの構造物は茶色若しくは緑色などで着色して表示すること。</p> <p>⑥宅地の雨水排水方向を矢印(→)で記入すること。</p> <p>⑦雨水排水計画図を兼ねてもよい。</p> <p>⑧造成計画断面図に用いる断面位置を表示すること。</p> <p>⑨計画建築物の範囲を表示すること。(その範囲は白抜き又は黄色や赤色以外の着色をして計画建築物の概要を記載すること。)</p>
<p>計画断面図 又は 造成計画断面図 (造成がある場合)</p>	<p>①計画地盤線と現況地盤線を重ねること。</p> <p>②計画盛土(赤色)、切土(黄色)部分を着色し、盛土高さ、切土高さを表示すること。 特に最高高さの部分の特記明示すること。</p> <p>③計画高FHを表示すること。なお、地盤高さの改変等、造成が無い場合は、「FH=GH 造成なし」と記載すること。</p> <p>④構造物、法面勾配及び法面防護工などを表示すること。</p> <p>⑤宅地の雨水排水方向を矢印(→)で記入すること。</p> <p>⑥計画建築物の配置を表示すること。 (建築物の建築範囲は地盤線を表示しないこと。)</p>
<p>敷地求積図</p>	<p>①敷地面積の求積根拠を示すこと。(座標求積又は、三斜求積とする)</p> <p>②敷地面積は小数第2位まで表示すること。(少数第3位以下は切り捨て)</p> <p>③原則として公共座標を用いるように努めること。</p> <p>④概ね 500 m<sup>2</sup>以上の造成が伴う場合は、盛土及び切土面積の求積根拠を示すこと。</p>

<p>建築図面</p>	<p>①計画建築物の面積算出図面(建築面積、延床面積)、平面図及び立面図を添付すること。なお、屋根裏部屋、ロフトなどがある場合等は、断面図も添付すること。</p> <p>②平面図、立面図等各図面には、図面余白に計画建築物の概要(用途、構造、階数、建築面積、延床面積、最高高さ)を記入すること。</p> <p>③存置する既存建物がある場合は、既存建物の概要が分かる図書を添付すること。</p> <p>④市街化調整区域においては、既存建築物の用途、規模などが確認できる根拠平面図等の図書を添付すること。</p>
<p>給排水設備配管図  (必要な申請のみ)</p>	<p>①土地利用計画図を引用して、水道、ガス、下水、雨水に関して、配管接続の計画を示すこと。</p> <p>②各配管ごとに色を変えて着色明示すること。</p> <p>③水道、ガス、下水道に関しては、事前に企業局お客様設備課と協議確認しておいてください。</p> <p>④離れに水周りを計画する場合は、企業局へ申請するものと同じ図面を添付すること。(後日確認あり)</p> <p>⑤既設配管は実線、計画配管は破線などで区分して表示すること。</p>
<p>その他 必要となる図書</p>	<p>①建築計画概要書、建築確認又は検査済通知書写し ◆従前からの建築敷地であることを示す直近のもの。</p> <p>②開発許可書及び検査済証写し、又は、開発登録簿写し ◆都市計画法に基づき宅地としての土地利用を許可したことを示すもの。</p> <p>③航空写真(証明付き)、建物登記事項証明書、建物課税証明書(建築年数が分かるもの) ◆都市計画が決定(線引き)された日(昭和45年7月15日)以前から建築されていた建築物であることを示すもの。(後年度に線引きされた地域もあるので注意)</p> <p>④農業委員会発行の農業者証明書、耕作証明書 ◆農業の用に供する建築物、農業を営む者の居住の用に供する住宅であることを示すもの。 ※農業用倉庫の場合は耕作証明書で可とする。</p> <p>⑤森林組合代表者・漁業組合代表者の証明書、林業・漁業の所得を証明する書面、過去5年間の就業日数等の確認ができる書面(林業・漁業従事者証明書) ◆林業・漁業の用に供する建築物、林業・漁業を営む者の居住の用に供する住宅であることを示すもの。</p> <p>⑥関係法令認可書等の写し、資格証明書等の写し ◆公益施設を設置、管理運営ができることを示すもの。</p> <p>⑦その他 ◆申請者において計画建築物を建築することができることを示すもの。</p>
<p>チェックリスト</p>	<p>①申請者(代理人)において確認(チェック欄を記入した)したチェックリストの写しを申請書正、副の最後に添付すること。</p>